

令和7年度 河津サポート！プレミアム商品券発行事業 概要

－令和6年度補正 河津町物価高騰対応重点支援事業－

1. 事業概要

コロナ禍や物価高騰の影響を受けている町内事業者の活性化を図るため、河津町より補助を受け、河津町内のみで利用可能な40%プレミアムを付加した期間限定商品券を発行・販売する事業を実施します。

2. 商品券の発行概要

- (1) 商品券名 河津サポート！プレミアム商品券
(2) 発行総額 60,000,000円 (出回り金額：84,000,000円)
(3) 発行内容 1冊500円券×28枚綴＝14,000円分を10,000円で販売
(共通券：14枚 + 地域券：14枚)

- ・「共通券」… 登録頂いた全商工会員事業所で利用可能
非会員で申込みのあった町内店舗事業所
- ・「地域券」… 個人 全登録店
法人 河津町内に法人登記がある店舗、河津町旅館温泉組合加盟店
(町外に法人登記がある事業所は、共通券のみとなります)

- (4) 登録料
- | | |
|---------|------------------------------|
| 河津町商工会員 | 無料 |
| 非会員 法人 | 50,000円 (税込)、個人：10,000円 (税込) |

- (5) 発行冊数 **6,000冊 40%プレミアム**
(6) 購入対象者 河津町内在住世帯 (在住者世帯) 世帯主名
河津町内事業所へ勤務している町外者 (在勤者世帯) 勤務者名
(7) 購入限度額 在住者：**1世帯 50,000円まで (5冊)**
在勤者：**1世帯 30,000円まで (3冊)**
(8) 使用期間 **令和7年9月5日 (金) ～令和7年12月29日 (月) まで**

3. 商品券の販売

- (1) 販売方法 事前予約販売方式
- 〔A. スマホ・携帯予約申込フォーム (QRコード読み込み) 「先行予約」
 - 〔B. 店舗・商工会での予約受付

※町民等への告知

- ・広報かわづ (8月6日発行号) に、1枚分情報 (表裏) を入れ込む。

(発行内容・予約申込書・QRコード等)

- ・チラシの町内折込

B4チラシ (取扱店一覧表・予約申込書付) 折込予定日：8月14日

◆A. スマホ・携帯予約申込フォームでの先行予約 (8/18~8/20)

- ・QRコードから専用サイトにて予約を行う。(役場のサイトを利用)
購入の際に持参できるスマートフォン等での予約
- ・予約枠：3,000万円(河津町内在住世帯限定) ※発行予定額の50%
- ・予約受付期間：8月18日(月)9:00~8月20日(水)17:00まで
予約枠に達した時点で締切
予約枠に達しない場合は、店舗・商工会受付枠へ振替
電話での問い合わせ窓口を設置

◆B. 店舗・商工会での予約受付 (8/25~8/28)

- ・予約枠：3,000万円(在勤者は、予約2日目より受付開始)
- ・予約受付場所：たけうち洋品店(湯ヶ野)、谷水屋商店(田中)、港月堂(峰)、
カミヤ洋品店・河津町商工会(浜) 5ヶ所で受付
- ・予約受付期間：8月25日(月)~8月28日(木)までの4日間
※在勤者：8月26日(火)より受付開始
※電話予約不可、1世帯分のみ預かり可、複数店舗での予約不可
※予約枠に達した時点で締め切ります。
※期間中に予約枠に達しない場合
8月28日(金)・9月1日(月)・9月2日(火)を、予備日として
商工会のみで予約受付します 9:00~17:00
- ・注意点
購入にあたっては、世帯主又は家族の方となります。諸事情により、別世帯主の購入を依頼された場合、**1世帯分(1枚)1回のみ預かり可能です。(在勤者も同様)**
予約店舗を複数に分けての予約申込や、スマホ・携帯による先行予約と店舗予約での重複申込はできません。

(2) 商品券の購入

場所：河津町商工会 9月3日(水)~9月5日(金) 3日間

(スマホ・携帯による予約)

- ・予約したスマートフォンを持参し、受信メールから受付No.を確認し、商品券と交換します。 ※予約完了画面のスクリーンショットでは受付できません

(店舗・商工会での予約)

- ・予約店舗で発行する「引換券」を持参し、商品券と交換します。

(直接販売)

- ・9月2日終了時点で、枠が残っている場合は、9月3日(水)より直接販売を行います。
場所：河津町商工会 完売するまで

4. 利用上の注意事項

- (1) ビール券・図書券・商品券など換金性の高い商品、広域的に流通しうる他市町で使用できる電子マネー等へのチャージ、税金や公共料金の支払いは不可です。
- (2) **「たばこ等」**法令の規定により定価以下での販売が認められていないものも不可です。
- (3) **取扱店自らの事業上の取引（商品などの仕入等）には使用不可となります。**
- (4) 商品券の利用対象外商品については、店頭に明記してください。
- (5) つり銭には対応しません。
- (6) **商品券取扱事業者が、自ら商品券を購入し、自店舗で故意に不正換金することは詐欺罪にあたる場合があります。ご注意ください！**
当会は、管理システムを利用し、換金商品券については、購入番号を照合確認するなどの注意喚起を行っています。
- (7) 商品券の利用に際して、消費者からの苦情や紛争が生じ、店舗内の責に帰すると認められる場合は自らで解決します。
- (8) 現金との引換えは禁止です。

5. 商品券の換金について

- (1) 換金方法
 - ・換金日に、商工会窓口の商品券を持参し、その額面金額にて換金します。
 - ・基本的には、小切手（静岡銀行）での精算とします。
 - ・事業所の都合で振込を希望される場合は、月末締翌5日の振込となります。（月1回）
 - ・やむを得ず、他事業所より預かり換金する場合は、小切手ではなく預かり事業所の口座に振込としますのでご了承ください。振込先を確認ください。
 - ・**利用済の回収商品券は、買物等などで再利用せず、必ず換金をしてください。**
- (2) 換金日
 - ・令和7年9月10日（水）～令和7年12月22日（月）、
令和8年1月13日（火）・20日（火）
期間内 毎月10日、20日、30日（土日祝の場合は翌営業日）
- (3) 最終換金日
 - ・令和8年1月20日（火）
最終換金日以降は、取扱（換金）が出来なくなりますのでご注意ください。

6. 取扱店ポスターの種類

- ①「共通券用」ポスター
- ②「地域券／共通券用」ポスター